

大阪自然環境保全協会倫理規定

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 大阪自然環境保全協会（以下「協会」という。）は、協会がその設立目的に従い、自然環境の保護・保全・回復に努める責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たる。

（社会的信用の維持）

第2条 協会は、常に公正かつ誠実に事業運営を行い、社会的信用の維持・向上に努める。
とくに、反社会的勢力からの取引や金銭等の要求等には、毅然として対応する。

（法令等の遵守）

第3条 協会は、関連法令及び協会の定款、倫理規定、その他の規定・内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営する。
また、協会のあらゆる活動の場において、人種、信条、性別、宗教、国籍、年齢、学歴、出自、その他の個人的な特性に基づく差別並びに各種ハラスメントを排除する。

（私的利益の禁止）

第4条 協会の会員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 協会の会員は、その職務の執行に当たり、協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示するとともに、協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第6条 協会は、その事業活動の透明性や説明責任を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、事業参加者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努める。

（個人の権利の尊重）

第7条 協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮する。

（研鑽）

第8条 協会の会員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（公益通報者の保護）

第9条 協会は、協会内外からの通報を受け付けるため、コンプライアンス違反通報の窓口を設け、通報者の不利益の排除など、通報者の保護を図り、違反事案の早期発見と防止に努める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

付則 令和4年6月4日 施行